

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年7月17日(2008.7.17)

【公表番号】特表2001-511375(P2001-511375A)

【公表日】平成13年8月14日(2001.8.14)

【出願番号】特願2000-504756(P2000-504756)

【国際特許分類】

A 43 B 7/22 (2006.01)

A 43 B 17/02 (2006.01)

【F I】

A 43 B 7/22

A 43 B 17/02

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年5月29日(2008.5.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スポーツシューズおよび／またはレジャーシューズにおける足を支持するための装置であって、

足の第1中足骨頭部(7)の末端部の支えとして使用されるべき領域に配置されたサスペンション部材(3)と、

足裏のかかとの前部領域に配置された横断サスペンション部材(4)と、を備えることを特徴とする装置。

【請求項2】

第1中足骨頭部(7)を支持するのに用いられる前記サスペンション部材(3)は、第1中足骨頭部が軟骨関節で覆われた趾骨の第1基節骨底をより正確に支持するのに使用される領域に配置されることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

足裏のかかとの前部領域に配置された前記サスペンション部材(4)は、かかとの内側縁部に沿う延長部(5)を有することを特徴とする請求項1または2に記載の装置。

【請求項4】

前記サスペンション部材(3, 4, 5)は3～6mmのオーダーの厚さを有することを特徴とする請求項1から3のいずれか一項に記載の装置。

【請求項5】

前記サスペンション部材(3, 4, 5)は可撓性の弾性記憶材料から作られることを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載の装置。

【請求項6】

前記サスペンション部材(3, 4, 5)は、20～50のショア硬さおよび70kg/m³より高い密度を有するEVA(エチレン・ビニル・アセタート)よりなることを特徴とする請求項5に記載の装置。

【請求項7】

前記サスペンション部材(3, 4, 5)は、60～140のショア硬さおよび100kg/m³より高い密度を有するポリエチレンからなることを特徴とする請求項5に記載の装置。

【請求項 8】

前記サスペンション部材（3，4，5）はそれぞれ靴の中敷き（2）の下面に配置されることを特徴とする請求項1から7のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 9】

前記サスペンション部材は、それぞれ靴底、靴底の上面、あるいは地面と接触するソールの外面に配置されることを特徴とする請求項1から7のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 10】

前記サスペンション部材（4）には、つま先を屈曲させたときに生じる長さ方向の収縮を吸収するため、長軸方向にグループが設けられていることを特徴とする請求項1から9のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 11】

請求項1から10のいずれか一項に記載の装置を得るための方法であって、使用者の足あるいは使用者の足に相当する形にあわせて装置を成形する段階を備えることを特徴とする方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

【課題を解決するための手段】

そのため、ここで述べる装置には、足の第1中足頭部の末端部を支えるのに使用されるべき領域に配置されたサスペンション部材と、足裏のかかとの前部領域に配置された横断サスペンション部材との組み合わせが設けられている。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0015

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0015】

有利には、第1中足骨頭部を支持するのに用いられるサスペンション部材は、第1中足骨頭部が軟骨関節で覆われた趾骨の第1基節骨底をより正確に支持するのに使用される領域に配置される。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

サスペンション部材は、足の運動制動領域を形成する外側の中足骨範囲には影響を及ぼさず、推進力のみを与えかつ活発な足裏屈曲のみを示すものである第1中足骨範囲にのみ影響を及ぼすものであることに留意しなければならない。足裏のかかとの前部領域に位置するサスペンション部材は、第1中足骨頭部の末端部の支持領域に配置されたサスペンション部材との組み合わせによって、“ウインドラス機構”として挙げられた、親指の背側湾曲による足裏の腱膜の引っ張りを可能にする。

【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

図1、図2、および図4に示す本発明によれば、このソールは、足の第1中足骨頭部7の末端部の支えとして使用されることが意図された領域にサスペンション部材3を有している。このサスペンション部材3は、趾骨の第1基節骨底、すなわち第1中足骨頭部の関節を支持するのにより正確に使用されている。このサスペンション部材は、可撓性の弾性記憶材料から作られ、圧力がかけられた後でも元の形に急速に戻ろうとする。サスペンション部材の厚さは、3～6mmのオーダーである。可撓性を有するサスペンション部材により、そのようなソールを備えた靴の履きこごちは悪くならないのである。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

図1から図3に示したソールは、ゴルフ用シューズに用いるのに特に適したものであり、足の中心軸線下にある足裏のかかとの前部横断サスペンション部材4をさらに備えている。この足裏のかかとの前部横断サスペンション部材4には、かかとの内側にかけて後方延長部5が設けられている。サスペンション部材3と組み合わされたこれらサスペンション部材4、5は、体位バランスおよびヒップの移動を助長するとともに、足の親指を背側湾曲させて足裏の腱膜を引っ張ることによって、捻られやすい外転から捻られにくい内転に変わる荷重移動を導いている。